

事 務 連 絡  
平成 30 年 4 月 23 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管課（室） 御中  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

「障害福祉サービス等情報公表制度の施行に係る留意事項」について

障害福祉行政の推進につきましては、日頃からご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」（平成 30 年 4 月 23 日付け障障発第 0423 第 1 号。以下「施行通知」という。）において、障害福祉サービス等情報公表制度の運用について通知したところですが、本年 4 月からの施行に当たっての留意事項を別紙のとおりお示しいたします。

また、先日、発出いたしました平成 30 年 4 月 6 日付け事務連絡「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」において、ID 及びパスワードの配布の時期についてお伝えしたところですが、

- ・ 都道府県等宛て 平成 30 年 4 月 24 日（火）
- ・ 事業者（※）宛て 平成 30 年 5 月 8 日（火）

にそれぞれ配布することといたします。

各都道府県等におかれては、上記内容について御了知いただくとともに、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知をお願いします。

（※） 上記事務連絡に係る作業依頼において、都道府県等が事業者の基本情報について登録を行った事業者をいいます。当該事業者以外の事業者の都道府県等への具体的な報告時期については、各都道府県等へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課評価・基準係

T E L : 03-5253-1111（内線）3036

## 障害福祉サービス等情報公表制度の施行に係る留意事項

### 1. 報告の方法、公表方法について

- 障害福祉サービス等情報の報告、公表にあたっては、障害福祉サービス等が圏域を越えて提供されている実態を踏まえ、利用者等の利便性を確保するために、インターネット上で全国の施設・事業所の障害福祉サービス等情報が閲覧、検索出来るよう、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「公表システム」という。）を通じて一元的に行うこととする。

### 2. 情報公表制度に係る事務の実施主体等

- 施行通知のⅡの1及び2のとおり、情報公表制度に係る事務については、都道府県知事等が自ら行うことを基本とするが、各都道府県等の判断において、中立的かつ公共性のある法人に事務を委託することは差し支えない取扱いとしている。

ただし、事務の委託に当たり、各都道府県等の指示により、委託法人がシステム上で承認、公表処理等を行うことは差し支えないが、各事業者の障害福祉サービス等情報を公表するかどうかは、最終的に各都道府県等が判断すること。

また、施行通知のⅡの2のなお書きの事務については、委託することは認められないことに留意されたい。

### 3. 実施要綱等の作成

施行通知のⅢの3のとおり、都道府県知事は情報公表事務を効率的かつ円滑に行う観点から、実施要綱等を毎年度作成し、公表することとしているが、平成30年度の取扱いについては、制度施行初年度ということ踏まえ、以下のとおりとする。

#### (1) 平成30年度の実施要綱等の作成

各都道府県等は、事業者からの報告内容について公表を行う前に、平成30年度の情報公表制度の実施に係る実施要綱等を策定し、各都道府県等のホームページ等にて公表する。

#### (2) 実施期間、報告期限等

##### ① 基準日

平成30年4月1日とする。

**② 実施期間**

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

**③ 報告の方法**

事業者は、原則、公表システムを通じ都道府県知事等へ報告することとする（公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等による報告も可）。

**④ 報告の開始**

報告の開始日については、

- ・ 平成 30 年 4 月 1 日より前に障害福祉サービス等を提供している事業者については、平成 30 年 5 月 8 日
- ・ 平成 30 年 4 月 1 日以降に障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、当該事業者指定を受けた日とする。

**⑤ 報告の期限**

報告期限については、

- ・ 平成 30 年 4 月 1 日より前に障害福祉サービス等を提供している事業者については、平成 30 年 7 月 31 日
- ・ 平成 30 年 4 月 1 日以降に障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、事業者指定を受けた日から 2 か月以内とする。

**⑥ 障害福祉サービス等情報の公表時期**

平成 30 年 9 月下旬とする。

**4. 情報の公表**

本来、都道府県等は、事業者から報告される障害福祉サービス等情報について、報告後速やかに公表することが望ましいが、平成 30 年度においては、原則として平成 30 年 9 月下旬を目途に、全国一斉に公表する。

このため、各都道府県等においては、

- ・ 平成 30 年 4 月 1 日より前に障害福祉サービス等を提供している事業者に係る障害福祉サービス等情報については、公表システム上で 9 月下旬までに承認処理を行うこと。

## 5. 指定障害児通所支援の障害福祉サービス等情報の公表に係る、事務・権限の中核市への移譲について

- 施行通知のⅡの1のとおり、情報公表制度においては、実施主体を指定障害福祉サービス等事業者の指定を行った都道府県知事等としているが、平成28年12月28日に閣議決定された「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、平成31年4月より、指定障害児通所支援事業者に係る指定事務が中核市に権限移譲される。これに伴い、指定障害児通所支援事業者に係る情報公表制度の事務も中核市に移譲されることから、都道府県におかれては、円滑な権限移譲が行われるよう、管内の中核市に対して必要な支援を実施していただくようお願いする。